

滋賀県税制審議会書面会議実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県税制審議会規則（平成31年滋賀県規則第5号。以下「規則」という。）第4条（規則第5条第7項の規定により準用する場合を含む。）の規定により開催する滋賀県税制審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「書面会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(書面会議の開催方法)

第2条 会長（規則第5条第7項により読み替えて準用される場合にあつては部会長をいう。以下同じ。）は、書面会議を開催するにあたり、返信期日を指定し、開催通知、議事の概要を記載した書面、参考資料および回答票（別紙様式）を、郵送、ファクシミリまたは電子メールにより、委員（規則第5条第7項により読み替えて準用される場合にあつては部会に属する委員をいう。以下同じ。）に送付するものとする。

- 2 会長は、前項の開催通知に書面会議とする旨およびその理由を記載するものとする。
- 3 委員は、郵送、ファクシミリまたは電子メールにより、返信期日までに回答票を返信することをもって会議に出席したものとする。
- 4 会長は、委員から返信のあつた回答票を取りまとめ、議事録を調整し、委員に報告するものとする。

(会議開催の周知)

第3条 審議会は、書面会議を開催する場合は、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、前条第1項の送付を行う日（以下「送付日」という。）に、県民活動生活課県民情報室（以下「県民情報室」という。）および各合同庁舎の行政情報コーナーにおける掲示ならびに県のホームページへの記載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 送付日および返信期日
- (3) 議題（会議の一部を非公開とする場合は、非公開とする部分の議題および非公開とする理由を含む。）
- (4) 議事録等の公表の時期および方法
- (5) 問い合わせ先

(公開の方法等)

第4条 書面会議の公開は、議事の概要を記載した書面、参考資料については送付日以降速やかに、委員の回答票および議事録については原則として返信期日から1か月以内に、それぞれ県民情報室において閲覧に供するとともに、県のホームページに掲載するものとし、必要に応じ報道機関へ資料提供するものとする。ただし、個人名等公開することが不適当と認められる事項については提供しないこととすることができる。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項は、会長が審議会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。

(別記様式)

令和 年 月 日

第 回滋賀県税制審議会 回答票

滋賀県税制審議会会長 様

委員氏名 ○○ ○○

令和○年○月○日付け滋税審第○号で開催された第○回滋賀県税制審議会の書面会議につきまして、下記のとおり回答いたします。

議事(1)

(賛否等)

(意見等)

議事(2)

(賛否等)

(意見等)

議事(3)

(賛否等)

(意見等)

注1 この様式は、適宜必要な加工をして使用することができることとします。

注2 行が足りない場合は、必要に応じて挿入してください。

注3 参考資料等がある場合は別紙として添付してください。